

「岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案」の概要について

食品衛生法の一部を改正する法律が平成30年6月14日付で公布され、関係政省令等が改正されたことを踏まえ、岡山市食品衛生法施行条例について改正を行います。

【食品衛生法改正の主な概要】

○HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化

都道府県等が条例で定めることとする営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関する基準(管理運営基準)について、食品衛生法施行規則(以下「省令」とする。)で定めることとなった。

○営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

食品衛生法施行令で定める営業許可業種への見直し(34業種から32業種へ再編)

営業許可業種以外の事業者の届出制の創設

岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案の概要

1 管理運営基準について

省令で基準が定められたことに伴い、削除します。

【 現行 】

法第50条第2項の規定による管理運営基準

第1 食品取扱施設等における衛生管理

第2 食品取扱者に係る衛生管理

第3 食品衛生責任者の設置、責務に関すること等

【 改正案 】

削除

2 食品衛生責任者について

省令では食品衛生責任者の名札を掲示する規定がないため、引き続き、名札の掲示を義務付けます。

食品衛生責任者を設置し、名札を掲示しなければならない業種が変わります。

【 現行 】

対象	食品衛生責任者 設置及び名札の掲示
許可業種(34) (菓子製造業 飲食店営業等)	あり
許可不要業種 (野菜果物販売業、 菓子販売業等)	なし

【 改正案 】

対象	食品衛生責任者 設置及び名札の掲示
許可業種(32) (再編) (菓子製造業 飲食店営業等)	あり
届出業種 (新設) (野菜果物販売業、 乳類販売業、 食酢製造業等)	あり
許可・届出 対象外業種	なし

3 施行日

令和2年6月1日

ただし、運用は令和3年6月1日からの予定です。